

東京大学史料編纂所では東アジア等における史料収集事業の一環として、ロシア連邦における日本関係史料の調査をすすめている。

二〇〇六年三月二日、サンクトペテルブルグ市からロシア国立海軍文書館ウラジミール・ソボレフ館長、ロシア国立歴史文書館アレクサンドル・ソコロフ館長、サンクトペテルブルグ国立大学ワジム・クリモフ教授らを招き、日露関係史料をめぐる国際研究集会を開催した。通算五回目となった今回の研究集会は、日本学士院（共催）の日本関係在外未刊行史料調査事業の一環として行なわれた。

研究集会では、日本側から麓慎一助教授（新潟大学）が日魯通好条約交渉時のプチャーチン宛訓令について報告し、続いてロシア側から、ソコロフ歴史文書館長が文久二（一八六二）年の竹内使節団応接について、ソボレフ海軍文書館長が中国海域艦隊のリハチヨフ文書について報告を行なった。最後に報告に立ったクリモフ教授は、これまで人物研究のなかった駐日箱館領事ゴシケヴィッチについて、サンクトペテルブルグにおける人物史料研究の成果をふまえて発表した（一）は翻訳者による注記である。いずれの報告も、幕末期の日露関係に絞り込んだ史料研究の成果であり、大変充実した研究集会となった。以下に、この四報告をおさめる。最後に、本研究集会の実施については、引き続きワジム・クリモフ教授から多大なるご尽力をたまわったことを付記して謝辞にかえたい。

（東アジアWG／保谷記）

日魯通好条約について

——日露交渉とE・B・プチャーチンへの訓令を中心に——

麓 慎 一

はじめに

E・B・プチャーチン提督の日本来航に関する報告書と訓令を紹介し、日本開国期における日露交渉と日魯通好条約を再検討することが本報告の課題です。従来、プチャーチン提督の日露交渉に関するロシア語史料は主に『海軍集録』に所収されている「日本と中国への艦隊の派遣につ

いての侍従武官長プチャーチン伯爵の上奏報文⁽¹⁾（以下「上奏報文」と略記）やH・A・ゴンチャロフの『日本渡航記』などが主に利用されてきました。

「上奏報文」によれば、プチャーチンが率いた艦隊の動向が分かりやすく、日露交渉の概略なども理解することができます。ロシアには当然のことながら「上奏報文」以外にも多数の報告書があります。ロシア側

の露日関係史に関する研究は、この「上奏報文」に依拠しながらもロシア外務省外交史料館やロシア海軍省文書館の諸史料と組み合わせる⁽³⁾プチャーチンの来航についての諸問題を検討しています。

東京大学史料編纂所は、近年、精力的にこれらの史料を収集されています。本報告は東京大学史料編纂所が収集したプチャーチン関係の史料を紹介しながら日本開国期の日露交渉を考察します。プチャーチンと幕府の交渉は、開港場問題、領土問題、通商問題など多岐にわたります。本報告ではこれらの諸問題の関連に留意して考察を進めたいと思います。検討を以下の手順で行います。第一に、交渉によって締結された日魯通好条約を再確認します。第二に、日魯通好条約が締結されることになった下田交渉を概括します。第三に、プチャーチンと日本の最初の交渉である長崎交渉を概括します。第四に、プチャーチンに与えられた訓令を検討します。最後に、このプチャーチンに与えられた訓令から上記の交渉や日魯通好条約の位置づけを行います。

1 日魯通好条約

江戸幕府とロシア政府は、安政一年十二月二十一日（一八五五・一・二六（露曆））に本文九カ条と付録四カ条からなる日魯通好条約を締結しました。第一条は両国の懇親と相互の人命の保護、第二条は国境についての合意（千島列島に関してエトロフ島とウルップ島の間、樺太に關しては「界を分たす、是迄仕来之通たるへし」⁽⁴⁾）、第三条は箱館、長崎、下田の開港と薪水・食料・欠乏品の給与を金銭ないしは物品によって行う規定、第四条は難破した船や漂流民に対する扶助の規定、第五条は下田と箱館において入用の品物の購入を許可する規定、第六条は箱館ないしは下田において領事を駐在させる規定、第七条は事件の処理についての規定、第八条は犯罪人の処理に関する規定（領事裁判権の了承）、第

九条はロシアに対する最恵国待遇の規定です。⁽⁶⁾

2 下田交渉

最初に東京大学史料編纂所の『維新史料綱要』に依拠して作成しました（「下田交渉略年表」）を参照していただきたいと思えます。幕府とロシア政府は、既述の日魯通好条約を安政一（一八五四）年十二月二十一日に締結しました。プチャーチンは、嘉永七（一八五四）年十月十五日、下田に来航しましたので、およそ二ヶ月に亘って下田で交渉が行われたこととなります。いわゆる「下田交渉」と総括される交渉です。十一月四日には地震が発生しプチャーチンは極めて困難な状況に立たされました。これは「下田交渉」史の中でも特に著名な事件です。

プチャーチンは、地震発生の前日である嘉永七年十一月三日に通商が許可されれば国境問題に関しては譲歩する用意がある、と日本側に伝えるとともに下田の代替港を要求しています。地震発生後は、船舶の修理と新しい船の建設場所の選定で紛糾しました。十一月十三日の交渉では食料や欠乏品の給与等についてほぼ合意が形成され、交渉が進展しました。この日の交渉も含め、その後は領事の駐在と下田の代替港の選定が問題となりました。日魯通好条約が締結される直前には樺太の国境問題が争点となっています。

プチャーチンは、下田の交渉について次のように報告しています。日本側はありとあらゆる方法で領事の駐在の条項を削除しようとした。これに対して領事の駐在が認められない場合には条約を結ばないことを日本側に伝えた。このようにプチャーチンにとって下田の交渉で最も困難だったのは領事の駐在問題であったようです。一方、物品の交換に關して日本側はそれほど反対しなかった、とプチャーチンは報告書に記しておりこの点は比較的容易に認められたと認識していたようです。さらに

〔下田交渉略年表〕

嘉永7年10月15日 1854年11月22日（露）	プチャーチン下田に来航 （東京大学史料編纂所『維新史料綱要』〔以下『綱要』と略記〕 1巻660頁）
嘉永7年10月17日 1854年11月24日（露）	幕府、露使応接掛筒井、川路等を下田に派遣 （『綱要』 1巻661頁）
嘉永7年11月1日 1854年12月8日（露）	露使応接掛筒井、川路等、プチャーチンと会談〔長崎のロシアからの贈物に対する返礼〕 （『綱要』 1巻666頁）
嘉永7年11月2日 1854年12月9日（露）	露使応接掛筒井、川路等、ロシア船に乗船 （『綱要』 1巻666頁）
嘉永7年11月3日 1854年12月10日（露）	露使応接掛筒井、川路等とプチャーチンの会談 〔プチャーチン：通商許可による国境譲歩を発言・下田の代替港を求める〕 ¹ （『綱要』 1巻666頁）
嘉永7年11月4日 1854年12月11日（露）	地震の発生 （『綱要』 1巻666頁）
嘉永7年11月5日 1854年12月12日（露）	プチャーチン、船舶修理のために下田以外の港の貸与を求める （『綱要』 1巻667頁）
嘉永7年11月7日 1854年12月14日（露）	中村為弥〔勘定組頭〕とボシエットの会談 （『綱要』 1巻668頁）
嘉永7年11月8日 1854年12月15日（露）	中村為弥〔勘定組頭〕とボシエットの会談 （『綱要』 1巻668頁）
嘉永7年11月10日 1854年12月17日（露）	中村為弥〔勘定組頭〕とボシエットの会談 （『綱要』 1巻668頁）
嘉永7年11月13日 1854年12月20日（露）	露使応接掛筒井、川路とプチャーチン会談 領事駐在と下田代港の件〔決定せず〕 （『綱要』 1巻670頁）
嘉永7年11月14日 1854年12月21日（露）	露使応接掛筒井、川路とプチャーチンの会談 （『綱要』 1巻670頁）
嘉永7年11月17日 1854年12月24日（露）	露使応接掛筒井、川路とボシエットの会談 下田港を拒否し伊豆沿岸を求める （『綱要』 1巻672頁）
安政1年11月27日 1855年1月3日（露）	デアアナ号、下田から戸田への回航途中で難破 （『綱要』 1巻676頁）
安政1年12月9日 1855年1月14日（露）	米国使節アダムス、軍艦ポータン号で下田に到着、条約本書の批准を求める （『綱要』 1巻680頁）
安政1年12月14日 1855年1月19日（露）	露使応接掛筒井、川路とプチャーチンの会談 領事・下田代港・樺太問題協議 （『綱要』 1巻682頁）
安政1年12月18日 1855年1月18日（露）	下田奉行伊沢・都筑とアダムスの会談 （『綱要』 1巻683頁）
安政1年12月21日 1855年1月21日（露）	露使応接掛筒井、川路とプチャーチンによる条約締結〔条約9条ならびに附録4条〕 （『綱要』 1巻685頁）

国境問題については、境界を未画定のままにしておくことを日本側が求めた、とサハリン島の国境が日本側の要請によって画定されなかった、と記しています。⁽⁸⁾

下田交渉では、樺太の国境問題が解決されなかったものの、会所を仲介した物品の売買や領事の駐在についての合意が形成され、それによって日魯通好条約は成立したのです。

3 長崎交渉

これに先立って行われた長崎交渉ではいかなる点が問題になったのでしょうか。「長崎交渉略年表」を見ていただきたいと思います。嘉永六年七月十八日に長崎に到着したプチャーチンは、すぐさま長崎奉行に書翰を提出しました。それはネッセルローゼの国書の受理を求める内容でした。プチャーチンは、八月十九日、国書を長崎奉行に渡しました。プチャーチンは一旦長崎を離れ、十二月五日に戻ってきました。実際に露使応接筒井政憲ならびに川路聖謨とプチャーチンの会談が開始されたのは、十二月十四日のことでした。プチャーチンは、十二月十八日、国書に対する返書を受け取っています。この返書で、日本側はロシアの通商要求に対して拒否の回答を示しました。その後も国境と和親・通商についての交渉が続けられますが、長崎では交渉はまとまりませんでした。しかし、プチャーチンは、長崎交渉において大きな成果があった、と報告しています。プチャーチンにとって交渉が大きく進展したのは、嘉永七（一八五四）年一月四日の露使応接掛たちのパルラダ号の乗船でした。この日、ロシア側は船上で外国に通商を許可する場合にはロシアを最初にすることと通商が許可された場合には他の国に与えられる権限をロシアにも与えるように求めました。⁽⁹⁾日本側は特段に問題は無いとして了承する旨を伝えています。

これに関して日本側は、二日後の一月六日、プチャーチンに「覚書」を渡しています。その「覚書」には次のように記されています。

此末我那於而、若通商差許二も相成候ハ、貴国を以はしめとなすへし

此末、我那もし外国々と通商いたし候時もあらハ、貴国は土地相接する之国ゆへ、交易筋并其外とも外国同様に取扱へき心得二候⁽¹⁰⁾

前者は、この後、日本がもしも外国と通商を行う場合にはロシアと最初に行う、という内容です。後者は、日本がもしも他の国と通商を行う場合には、ロシアは隣国なので通商ならびにその他の事についても他の国と同様に取り扱う、という内容です。⁽¹¹⁾このように露使応接掛は、プチャーチンに対してロシアとの通商の開始を優先的に行う趣旨と最恵国待遇を保障する書翰を手渡ししました。プチャーチンは、説得によってロシアの権限を十分に獲得する二つの条項を書かせるのに成功した、と交渉における大きな成果としてこのことを報告しています。その後、プチャーチンは一月八日に長崎を出航しました。

4 プチャーチンの派遣計画

長崎交渉と下田交渉ならびにそれらの交渉によって締結された日魯通好条約は、プチャーチンを派遣したロシア政府の方針と合致したものであったのでしょうか。この点を明らかにするために、プチャーチン派遣計画の推移と彼に与えられた訓令を考察します。

第一に、プチャーチン派遣計画に関して、二つの文書を検討します。一つにはロシア外務省が日本問題について特別委員会に提出した文書です。もう一つは、これをうけて特別委員会が審議し作成した報告書を検討します。第二に、この特別委員会の検討を受けてプチャーチンに出された訓令を検討します。プチャーチンには出発に際して外務省と海軍省

〔長崎交渉略年表〕

嘉永6年7月18日 1853年8月10日（露）	プチャーチン来航〔長崎〕パルラダ号・ポストーク号・オリヴツァ号・メンシコフ号 （『綱要』1巻446頁）
嘉永6年7月19日 1853年8月11日（露）	プチャーチン書翰提出〔ネッセルローゼの国書の受け取りを求める内容〕 （『綱要』1巻447頁）
嘉永6年7月26日 1853年8月18日（露）	ポストーク号長崎出発（『綱要』1巻451頁）
嘉永6年7月29日 1853年8月21日（露）	メンシコフ号長崎出発（『綱要』1巻451頁）
嘉永6年8月3日 1853年8月24日（露）	老中は長崎奉行に対して国書受理の指示を行う（返書はオランダ甲必丹を以行なう） （『綱要』1巻459頁）
嘉永6年8月7月 1853年8月28日（露）	幕府、ロシア使節の渡来と国書受理の決定を布告する （『綱要』1巻461頁）
嘉永6年8月19日 1853年9月9日（露）	長崎奉行大沢安宅、プチャーチンから国書を受け取る （『綱要』1巻465頁）
嘉永6年8月晦日 1853年9月20日（露）	クシュンコタン（カラフト南岸）占拠事件の発生 （『綱要』1巻469頁）
嘉永6年9月15日 1853年10月5日（露）	国書の江戸到着（『綱要』1巻486頁）
嘉永6年10月2日 1853年10月21日（露）	メンシコフ号長崎到着（『綱要』1巻491頁）
嘉永6年10月8日 1853年10月27日（露）	幕府、露使応接掛に川路聖謨、筒井政憲等を任命 （『綱要』1巻492頁）
嘉永6年10月23日 1853年11月11日（露）	プチャーチン、ロシア船4艘とともに長崎出発 （『綱要』1巻496頁）
嘉永6年12月5日 1853年12月22日（露）	プチャーチン、ロシア船4艘とともに長崎到着 （『綱要』1巻510頁）
嘉永6年12月14日 1853年12月31日（露）	露使応接掛川路、筒井とプチャーチンの会談 （『綱要』1巻512頁）
嘉永6年12月17日 1854年1月3日（露）	露使応接掛川路、筒井等パルラダ号に乗船する （『綱要』1巻514頁）
嘉永6年12月18日 1854年1月4日（露）	プチャーチン、国書を露使応接掛から受領する （『綱要』1巻515頁）
嘉永6年12月20日 1854年1月6日（露）	露使応接掛筒井・川路とプチャーチンの会談 （『綱要』1巻515頁）
嘉永6年12月22日 1854年1月8日（露）	露使応接掛筒井・川路とプチャーチンの会談 （『綱要』1巻516頁）
嘉永6年12月24日 1854年1月10日（露）	露使応接掛筒井・川路とプチャーチンの会談 （『綱要』1巻517頁）
嘉永6年12月26日 1854年1月12日（露）	露使応接掛筒井・川路とプチャーチンの会談 （『綱要』1巻518頁）
嘉永6年12月28日 1854年1月14日（露）	露使応接掛筒井・川路とプチャーチンの会談 （『綱要』1巻521頁）
嘉永6年12月晦日 1854年1月16日（露）	プチャーチン希望条項を露使応接掛に提出する （『綱要』1巻522頁）
嘉永7年1月2日 1854年1月18日（露）	露使応接掛、中村為弥〔勘定組頭〕を派遣し、プチャーチンに希望条項を返却する （『綱要』1巻536頁）
嘉永7年1月4日 1854年1月20日（露）	露使応接掛、パルラダ号に乗船しプチャーチンと交渉する プチャーチンの最恵国待遇の要求（『綱要』1巻526頁）
嘉永7年1月6日 1854年1月22日（露）	露使応接掛、中村為弥を派遣してプチャーチンに「覚書」交付 （『綱要』1巻527頁）
嘉永7年1月8日 1854年1月24日（露）	プチャーチン長崎出発（『綱要』1巻527頁）

から訓令が出されました。さらにプチャーチンの出発後に出され、小笠原で彼が受け取った追加訓令があります。これらの訓令を順に検討します。

以上の考察によって、プチャーチン派遣計画のロシア政府の企図を明らかにして、かかる視点から、これまで概観した長崎交渉、下田交渉、日魯通好条約のポイントを確定したいと思います。

〔1〕プチャーチン派遣計画の推移

① 一八五二年五月七日（露暦）の外務省文書⁽¹²⁾

特別委員会に示された一八五二年五月七日（露暦）の日本問題に関する外務省文書を考察します。⁽¹³⁾ ロシア外務省は、アメリカ合衆国によって準備されている遠征隊に注目し、この遠征に関して入手した情報を以下のように列挙しています。アメリカ合衆国は以前から日本との通商関係の締結を希望し、鎖国政策の変更を望んでいた。アメリカ人が日本との通商を求める理由は大きく二つある。一つは、カリフォルニアのアメリカ領土への編入とそこで急速に発展する貿易ならびに産業活動が日本との通商関係を必要としているためである。もう一つは、太平洋北方地域を航行する多くの捕鯨船に都合のよい避難場所を必要としているためである。

ロシア外務省はアメリカ合衆国がペリー派遣を決定した伏線として、一八四六年のビットルの派遣に注目しています。日本に寄港した捕鯨船が非社会的な取り扱いを受け、このことが一八四六年のビットルの遠征を促した。ビットルの派遣は日本人たちに拘束されている数人のアメリカ人の解放と平和的な手段によって日本に貿易を開始させることが目的であった。しかし、この遠征は期待された成果をもたらさなかった。日本政府は、彼らを丁寧扱いアメリカ人の捕虜を返還したが、一方でいかなる政治的ならびに通商関係をも取り結ばないと宣言した。⁽¹⁴⁾ この後、

アメリカ合衆国は、日本との関係の形成のために大規模な軍事遠征隊の派遣を決定した。このように外務省は、ペリー派遣の契機を理解していました。さらに外務省は、三艘の武装化された大規模な汽船と二艘の軍艦それに合計七十四の大砲を装備した艦隊は本年五月末に出発する、とペリーの艦隊の規模と装備に注目しています。⁽¹⁵⁾ この規模と装備は、日本を威嚇し、それによって要求を受け入れさせるためである、と外務省は捉えています。

以上のような情報をもとにロシア外務省は、ペリーの遠征隊について次のように予想しています。この遠征は、他の国々に対してこれまで近寄りがたかった日本の政治システム（「鎖国」）を改変し、ロシアに日本と通商を行う可能性を開くことになる。このように外務省は、ペリーの遠征をロシアが日本と通商を開始する好機と捉えていたのです。外務省はペリー提督の遠征隊が形成される経緯とその編成についての情報、さらには遠征隊の成功の可能性が高いことを特別委員会に提示しました。さらにロシア外務省は、この文書にロシア政府がこれまで日本と関係を取り結ぶために行ってきた活動を記しています。外務省が、プチャーチン派遣までの露日関係をどのように捉えていたのか、という点を理解する上で、この活動の記載は注目されます。次にこの点を紹介したいと思います。

ロシア政府は、以前から日本との関係の形成について思案してきた。それは、日本がシベリヤの東海岸、クリル諸島、ロシア領アメリカ（アラスカ―注記釐）に近いという地理的状況のためである。その試みとしてエカテリーナⅡ世の時代には一七九二年にA. K. ラクスマンが派遣された。ラクスマンは派遣の目的を達成しえなかった。しかしながら、極めて好意的な会見が行われ、長崎において望ましい結果を得られるのではないか、という期待が生まれた。これが皇帝アレクサンドルの時代

に日本へ使節を派遣する理由になった。その使節にはH. II. レザノフが選抜された。彼は一八〇三年に日本政府宛の文書と皇帝からの贈り物を携えて派遣された。しかし、この使節は長崎のオランダ人のせいで不成功に終わった。⁽¹⁶⁾この後は、一八一三年にB. M. ゴローニン提督の解放のために船を派遣したと露米会社を通じて漂着した日本人を時々帰国させる以外に日本との公的な関係は存在しなかった。外務省は従来⁽¹⁷⁾の露日関係の経緯を上記のように記し、レザノフ以後の露日関係の低調ぶりを指摘しています。

一方、このようなロシアによる露日関係の形成の動きとは別の事情から日本への使節の派遣が計画されたことがありました。その別の事情とはアヘン戦争の影響です。アヘン戦争後の一八四三年に、イギリスによって開港された清の港に寄港し情報収集を行い、さらに日本へ寄港して和親・通商条約の締結を提案する、という指示が皇帝から出されました。⁽¹⁸⁾

しかし、この指示は特別な事情から中止されました。このようにロシア外務省は、プチャーチン派遣までの露日関係を総括し、中止になったもののアヘン戦争の際に日本への使節の派遣が検討されたことを指摘して、それに依拠して今回の提案を行うことになりました。この点は後述します。最後に外務省はアメリカ合衆国が疑いなく獲得する利益をロシアの商人たちにも享受させる方法を考案するように特別委員会に要請しました。

② 一八五二年五月七日（露曆）に開催された特別委員会の報告書

特別委員会にロシア外務省の意向が示され、日本に対する政策の審議が行われることになりました。⁽²⁰⁾特別委員会はこの問題を審議するにあたって次の二点を考慮しています。第一は、これまでロシアの露日関係の形成の働きかけが日本の鎖国政策のために望ましい結果を得られなかった、という点です。第二は、アメリカ合衆国がカリフォルニアを獲得して後、日本との貿易関係の形成を求めようになり、もはや日本は開国と通商

の要求を受け入れざるをえないであろう、という点です。特別委員会はこの二点を考慮して、ロシアの対日政策を審議しました。

特別委員会は、日本との貿易の重要性と意義を次のように捉えています。ロシアにとつて日本との海上貿易は、アメリカ合衆国ほどには重要な問題には成っていない。しかしながら、将来における利益を確保する、という点から日本との関係が必要である。さらに日本との関係の形成はロシア領アメリカ（アラスカ）やカムチャッカへの食料と物品の運送のためにも必要である、というのです。⁽²¹⁾ここでは特別委員会が日本との貿易関係の形成をアメリカ合衆国ほど緊急に必要な課題ではない、と捉えていた点に留意しておきたいと思います。将来における利益の確保とカムチャッカや露領アメリカへの物資輸送の中継点としての必要性から、日本との関係が求められていたのです。

特別委員会は、遅滞することなく平和的な方策によつてアメリカ合衆国が獲得し、さらにその成果を黙認しないであろう海洋国家（イギリスを示している）と推定される――注記籠）が獲得する利益をロシアが失わないために使節の派遣が必要である、と結論づけています。

特別委員会は、具体的な方策として一八四三年のアヘン戦争の際に皇帝によつて承認されたものの、その後中止命令によつて頓挫した決議に基づいて今回の政策を提案することにしました。⁽²²⁾まず、一八四三年の計画の際に使節として選抜されたプチャーチンを今回の派遣に充てることが決まりました。その上で、先の決議に以下の改正が加えられました。

一八四三年の段階では第一の位置づけにあった清国への寄航という任務を第二の任務とすること。今回の第一の任務は日本との通商関係の樹立であること。さらに日本との通商関係の締結以外にはサハリン島およびオホーツク海の調査と情報収集の任務を加えること。

この任務を遂行する艦隊にフリゲート艦を含めることになりました。

それはフリゲート艦が艦隊の中に含まれることで最も望ましい印象を日本に与えることができる、という配慮からです。⁽²³⁾さらに、ロシアと日本の交渉が成立することによって大きな利益を得るのは露米会社である、という理由から露米会社の船が加えられることになりました。

派遣時期について特別委員会は、八月から九月を適当と判断しています。その理由を特別委員会は次のように説明しています。この時期に艦隊が出発すれば翌春には日本に到着する。アメリカ合衆国の遠征隊が成功したとすれば、この国と日本の新しい関係が形成されている時期であり、これを利用してロシアと日本の交渉を成功させることができる。⁽²⁴⁾アメリカ合衆国の遠征隊が今年の夏に目的を達しなかったとしても翌春には再派遣されるであろう。したがってロシアの艦隊が来年の春に日本に到着するのは時宜を得たものになる。このようにアメリカ艦隊の成功を見込んで特別委員会は、プチャーチンの派遣時期を考慮しました。これらの任務の遂行にあたって特別委員会は、あらゆる敵対的な行動を自制するように指示しています。

以上のように特別委員会はプチャーチンの派遣についての方針を決定しました。⁽²⁵⁾特別委員会がペリーの艦隊の成功を確信し、一貫してその成果をロシアにも拡充させることで、日本との通商関係を樹立しようとする旨をロシアにも留意したいと思えます。

〔2〕プチャーチンへの訓令

この特別委員会の評議は皇帝によって承認されました。これを受けて、プチャーチンに対して二つの訓令が与えられることになりました。第一は、外務省の訓令です。第二は、海軍省の訓令です。この二つの訓令がプチャーチンの派遣に際して発令されています。その後、追加訓令が発せられ、プチャーチンは小笠原でこれを受け取っています。第三に、この追加訓令を検討します。

(1) 外務省訓令

一八五二年八月二十三日（露曆）に皇帝の承認を得たロシア外務省の訓令は、従来の露日交渉の経過を記すとともに、それが失敗に終わった経緯を述べています。一方で、カリフォルニアの獲得後のアメリカ合衆国の日本への志向と遠征隊の派遣について、彼らが平和的な交渉によってだけでなく必要な場合には武力に訴えてでも要求を実現するであろう、と記しています。⁽²⁶⁾その上で、外務省はプチャーチンに以下の指示を与えました。

① 日本との関係について

日本への遠征は全く平和的な手段、すなわち交渉という手段によってなされなければならない。この交渉の核心はロシアの船と商人が日本の複数の港ではないにしろ、良好な港に寄港し、そこで交易を行う権利を日本から獲得することである。日本が外国人との関係を忌避することから考えて、プチャーチンは困難に直面するであろう。しかし、ロシアのフリゲート艦がアメリカ合衆国の遠征隊の次に日本に現れ、すでにアメリカ合衆国の事業が成功に終わっていたなら、ロシアの希望が実現されるであろう。日本がアメリカ人たちに貿易に関する権利や利益を供与していたなら日本にロシアに対しても同様の譲歩を説き伏せるのはそれほど難しくないとと思われる。極めて重要なのは、アメリカ合衆国の遠征隊が成功を収めた状況下において交渉を開始することが期待できる、という点である。しかし、どのように交渉するかを明確に指示することはできない。これはプチャーチンの判断とアメリカ合衆国の遠征隊の進捗状況に左右されるからである。アメリカ合衆国の遠征隊がこの冬までに完了せず、来夏に再開されることになった場合には、アメリカ合衆国と日本の交渉の結果が出るまで待機するかどうかはプチャーチンの判断に任せる。このように外務省はアメリカと日本の交渉が妥結した上で、プ

チャーチンの交渉が開始されるのが望ましいと指示していました。

プチャーチンは交渉が進展した場合には、以下の二つの点を獲得するように求められました。第一は、日本がアメリカ人に与える権利がロシア人にも適応されるようにすることです。第二は、貿易を行うのに都合が良く、アメリカなどの競争者がいない北方の島々の中の一つを貿易港とすることです。⁽²⁷⁾この点は、ロシア外務省や特別委員会の文書が日本の通商関係の目的の中に、ロシア極東地域への物資の輸送を勘案していたことを想起すれば、理解できるでしょう。

ロシア外務省は、プチャーチンの活動とアメリカ合衆国、イギリス、オランダの関係についても次のように指示しています。アメリカ合衆国は、ロシアが日本との通商関係を形成したいという希望に干渉することは無いであろう。それは、アメリカ合衆国がこの地域における貿易の敵対者としてロシアを捉えていないからである。一方、イギリスがプチャーチンの遠征のことを知れば、日本に対してロシアと同様な行動をとるであろう。しかし、イギリスもアメリカ合衆国の成果が他国に供与されることを望んでおり、ロシアに対して敵対的な態度を示すことは無いであろう。一方、オランダ人には警戒しなければならない。オランダ人を過度に信頼してはならず、オランダ人に仲介を求めるべきではない。この点は外務省がレザノフ派遣の不成功の原因を長崎のオランダ人たちの反ロシア的な活動に見出していたことが影響しているでしょう。以上のよう

② 中国問題について

プチャーチンは、中国問題に関しては上海に寄港して海上貿易を行う方法を樹立を求められました。中国が外国に認めている通商権限をロシアが享受できるように交渉するように指示されています。⁽²⁸⁾

③ サンドイッチ諸島とサハリン島について

プチャーチンはサンドイッチ諸島におけるロシアの領事館設置に関する調査を求められるとともにサハリン島に関する情報の収集を指示されました。⁽²⁹⁾サハリン島の地理的状況のみならず、そこに住んでいる民族についての情報収集が求められました。特に、彼等と清国との関係について明らかにするように指示されています。また、サハリン島の北部と東部の海岸を調査し、良好な港を探すことも求められています。このサハリン島に関する情報は、特に日本と通商関係が樹立した場合には有益なものになると外務省は位置づけています。

(2) 一八五三年八月十三日(露暦)海軍省訓令

海軍省の訓令は、第一にプチャーチン提督の指揮下に入る艦隊およびその資金について通知しています。⁽³⁰⁾第二に、海事に関して二つの点を指示しています。⁽³¹⁾一つにはアジア大陸およびアメリカ大陸北西部のロシア領沿岸の情報収集です。これは近年この海域で外国の捕鯨船が増加し、ロシアのこれらの地域の支配に悪影響が出ている、という状況を受けています。さらに海軍省の訓令は、この情報をもとに捕鯨業者の不法からロシアの国益を守る方策を考案するようにプチャーチンに求めています。もう一つは、サハリン島の調査です。ただ、海軍省の訓令は、調査の具体的な内容には触れていません。海軍省はこのように二つの点の調査をプチャーチンに託しました。海軍省は、外務省の訓令内容を繰り返す形で、あらゆる目的の達成が交渉と平和的な手段によって実施されるように喚起しています。

(3) プチャーチンへの追加訓令⁽³²⁾

プチャーチンは、追加訓令でさらに多くの指示を受けることになりました。一八五三年二月二十七日(露暦)付で作成されたこの追加訓令は、最初に追加訓令が作成されることになった経緯を次のように述べていま

す。オランダの官吏として日本に長く滞在していたシーボルトが日本政府と交渉を開始するための良策をロシア政府に示してくれた。それは日本に貿易関係を承諾させるための方策である。このように前置きした上で追加訓令は、まずシーボルトの助言にもとづいて日本との最初の交渉の形式について詳細に指示しています。さらに具体的な交渉の内容について次のように命じています。

この追加訓令に添付された最高会議（老中）宛の書翰は、通商と国境の画定を要求する内容である。⁽³³⁾ 国境画定交渉の要求は、日本が拒否することが困難な種類の要求である。このように国境交渉の不可避性を指摘しています。その上で、国境についての交渉では柔軟な態度で望むことをプチャーチンに求めています。それは現段階では貿易の利益のほう为国境問題よりも重要だから、という理由です。クリル諸島についてはウ ルップ島とエトロフ島の間を境界とする。日本がウ ルップ島の権利を主張した場合には、ウ ルップ島を露米会社が他のクリル諸島と同様に支配していることを述べる。一方、サハリン島はより重要な意味を持っている。なぜならサハリン島の対岸にはアムール河口があるからである。この島を所有する国はアムールの「カギ」を握ることになる。この点からロシア政府はサハリン島に対する抱負を持っている。多分、ロシアは遠くないうちにこの島の最も有益な地域を支配するためにその占領を行うことになる。情報によれば、サハリン島は無主の状態であり、島の最南端―日本人が移住地を持つているアニワ湾―を除けばいかなる国家にも所有されていない。日本政府は疑いなく強硬にこの島の権利を主張するであろう。日本は、もし全体―それは十分な根拠をもって裏付けるのは困難である―でないとしても島の南部の地域については権利を主張するであろう。⁽³⁴⁾ 日本政府が通商の要求に柔軟であったならば、サハリン島の最南端については、すでに日本人に占有されているものとして譲歩を示

すことができる。⁽³⁵⁾ サハリン島の問題について説明する際には、サハリン島が遠くない時期に強い海洋国家（イギリスを指すと推定される―注記「麓」のものになる可能性があること、この隣人たちは決して日本人にとって利益にならないし、安全でもないことを伝える。サハリン島のロシアの権利に関して日本政府から妨害があった場合には、この問題をこれまでの状態のままにしておくことが望ましい。それはサハリン島におけるロシアの実質的な影響力を増す時間と状況を創出するからである。

一方、通商に関しては最良の貿易港を獲得するようにプチャーチンは求められました。シーボルトの意見によれば、最も有益な場所は長崎であり、さらに蝦夷島（北海道）のアトキス（厚岸）ないしは松前でした。この点を考慮して貿易港を交渉することになりました。

最後に交渉を開始することができなかったときの処置が指示されています。まず、全ての国民を寄せ付けないシステムを維持し、日本政府がロシアの要求を拒否したときの行動について、と前置きがされています。このような場合には、シーボルトの意見によれば、ウ ルップ島に向かい、そこでアメリカ人の遠征が終了するのを待つのが望ましい。そしてかかるべき時にロシア政府の要求を再提出する、という指示です。さらに、もう一つの提案が訓令には記されています。それは、サハリン島の南岸にあるアニワ湾とそこの日本の村を占拠する、という内容です。それによって日本人を威嚇し、日本から譲歩を引き出すというのです。

以上のように交渉開始の形式、交渉の内容さらには交渉を開始することができなかったときの処置がプチャーチンに指示されました。

おわりに

本報告は、プチャーチン提督に与えられた訓令と彼の報告書に依拠して、開国期の露日交渉と日魯通好条約を再検討することが課題でした。

最初に日魯通好条約の内容と長崎交渉ならびに下田交渉の概要を検討しました。これらの交渉におけるプチャーチンの活動が、訓令といかなる関係にあるのかを検討するために、訓令の内容を考察しました。以下のようにまとめることができると思います。

プチャーチンは、ペリーの日本開国の行動に先んずるのではなく、ペリーの成果をロシアにも拡充することが求められていました。それゆえ、プチャーチンの派遣が、ペリーの成功を見越して設定されていました。追加訓令は、さらにペリーが日本の開国に成功するまでは待機するように求めています。ただ、この点についてはアニワ湾の占拠による威嚇という選択肢もありました。

国境問題に関して言えば、最初の訓令と追加訓令では大きな相違がありました。サハリン島について追加訓令は、最初の訓令のサハリン島の調査という内容とは異なり、その領有を主張しています。この相違の理由を本報告では明らかにすることはできませんでしたが、ロシア政府内部のサハリン島に対する政策的対立があると思われる。

通商問題に関して言えば、一般的な通商関係の形成を念頭に置きながらもカムチャツカやロシア領アメリカ（アラスカ）との関連から通商の必要性が求められていた点に留意しておきたいと思えます。それゆえ、北方の港を開港場として要求することになりました。⁽³⁶⁾

これらも含めて留意したいのは通商問題と国境問題の関係です。一つには、国境問題が日本との通商に関する交渉を開始するための方策として位置づけられていた点です。また一つには、通商の開始に日本が同意すればアニワ湾については日本側の領有を認めるなど、政策課題として通商問題が国境問題に優先する、と位置づけられていた点です。

以上の点から露日交渉を再検討すると、おそらくプチャーチンにとつて最も重要だったのは、長崎交渉で獲得した最恵国に関する書翰（嘉永

七年一月六日の「覚書」だったと推定されます。この文書があれば、アメリカ合衆国が獲得する権利がすべてロシアにも適応されることになるからです。外務省が特別委員会に提出した文書や特別委員会の報告書では、アメリカ合衆国が日本を開国させて通商関係を結ぶ可能性が極めて高い、と捉えられていました。従って、最恵国の保障は自動的にロシアと日本が通商を行う高い可能性を意味することになるのです。ここに露日交渉のポイントがあり、プチャーチンは長崎交渉の時点ですでに重要な任務の一つを果たした、と判断されるのです。

〔註〕

(1) 『海軍集録』一八五六年八月、第二〇号、二二一―二〇四頁。この報告では「日本関係書誌」に所収されたものを利用した。「上奏報文」は日本関係書誌の三四七六番に所収されている。

(2) 『海軍集録』四三頁。

(3) この時期のプチャーチンの活動全般については和田春樹氏の『開国―日露国境交渉』（二〇〇一年四月、日本放送出版協会）を参照した。国境交渉に関しては大熊良一氏『北方領土問題の歴史的背景―樺太千島交換条約に関する一史稿』（一九六四年二月、南方同胞援護会）、秋月俊幸氏『日露関係とサハリン島―幕末明治初期の領土問題』（一九九四年六月、筑摩書房）を参照した。

(4) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』（以下「幕外」と略記する）第八巻一九三号文書、四一―頁。

(5) 第三条では「薪水食料闕乏の品」（「幕外」八巻一九三号）であるのに対して第五条では「入用の品物」（「幕外」八巻一九三号）と記されている。ロシア語テキストでは後者は望まれるところの商品ならびに財産（*креденные товары и имущество*）と記されている。条約の付録でこの売買を会所で行うと規定しているものの通商の範囲が日米和親条約と比較して大きくなっている。この点は、特に高野明『ゴンチャロフ日

本渡航記』(雄松堂出版、一九七二年四月)の「解説」(七〇三〜七五三頁)を参照した。

- (6) 『幕外』第八卷一九三三号(四一一〜四一九頁)。
- (7) Российский Государственный Архив Военно-Морского Флота (далее-РГАВМФ) [ロシア国立海軍文書館。在サンクトペテルブルグ)。Ф.410. Оп.2. Д. 1074. Л. 4506。
- (8) РГАВМФ. Ф. 410. Оп.2. Д. 1074. Л. 4706。
- (9) 『幕外』第四卷四五号。
- (10) 『幕外』四卷一五号文書、五四頁。石井孝『日本開国史』吉川弘文館、一九七二年九月、一五九頁。
- (11) 『幕外』第四卷一五号文書、五三〜五五頁。
- (12) 和暦では嘉永五年四月一日である。
- (13) 和暦では嘉永五年四月一日である。РГАВМФ. Ф. 296. Оп.1. Д. 75a. Л. 12-20. この特別委員会についてフラインベルグ、Э. Я. は次のように指摘している。ロシア政府は、太平洋におけるロシアの地位の強化の方策を採り、特に中国と日本の開港を行わせることを決定した。一八五二年四月二四日(露暦)に極東におけるロシアの政策の主要課題を検討するための特別委員会が設置された。Файнберг. Э. Я., Русско-японские отношения в 1697-1875гг. Москва, 1960. с144。
- (14) РГАВМФ. Ф. 296. Оп. 1. Д. 75a. Л. 1306。
- (15) РГАВМФ. Ф. 296. Оп. 1. Д. 75a. Л. 14。
- (16) 外務省の文書は、レザノフ使節の失敗について「私たちから送られたこの使節団の不成功は、外務省が後になってこのことを知ったように、長崎のオランダ商館による秘密裏の悪意ある陰謀によるのである」(РГАВМФ. Ф. 296. Оп. 1. Д. 75a. Л. 1606.)と述べている。
- (17) この文書が作成されていた一八五二年にもロシア領アメリカ(アラスカ)に漂流した日本人(六人)を日本に送り返す計画が持ち上がった。た。
- (18) アヘン戦争後のロシアの中国および日本へのアプローチについては和
- (19) 田春樹氏『開国―日露国境交渉』(一七頁以下)ならびにレムニョフ、А. В. 氏『極東ロシア―一九世紀から二〇世紀初頭における帝国の地勢学』(二〇〇四年、オムスク、一二二頁以下)を参照した。
- (20) РГАВМФ. Ф. 296. Оп. 1. Д. 75a. Л. 2206. 残念ながら「特別な事情」については記されていない。
- (21) РГАВМФ. Ф. 296. Оп. 1. Д. 75a. Л. 23。
- (22) РГАВМФ. Ф. 296. Оп. 1. Д. 75a. Л. 24. これはアヘン戦争後のプチャーチンの中国および日本の派遣の決定とその中止を指している。
- (23) 特別委員会は日本との関係の樹立が成功しなかったとしても、ロシアの国旗がその海域に品位をもって顕れるということに意義があり、そのことによってオホーツク海で不法行為を行う外国の捕鯨業者たちに有効な影響を与えることができる。さらに、この世界周遊の航海が海軍に必要な経験豊かな海軍士官の育成になる。このように遠征の主要な目的が達成されなかったとしても、その派遣の意義は大きいと特別委員会は理解していました。
- (24) РГАВМФ. Ф. 296. Оп. 1. Д. 75a. Л. 28。
- (25) РГАВМФ. Ф. 296. Оп. 1. Д. 75a. Л. 28。
- (26) РГАВМФ. Ф. 296. Оп. 1. Д. 75a. Л. 46。
- (27) この開港場に関してはロシアに都合が良い港、という範囲で主張する裁量をプチャーチンは与えられている。
- (28) 中国問題については以下のようにプチャーチンは指示されている。第一に上海に入港し清と海上貿易を行う方法を樹立する。ロシアと清国の貿易は、アメリカの貿易商館を介してアメリカ人の名義で行われていた。ロシアにとって清国との海上貿易は、陸上貿易(キャプタ貿易を指している)と推定される)から比較してその重要度が低いことを外務省は認めながらも将来においてロシアが他国と同様に清国における貿易の権限を利用することが望まれている、と指摘している。
- (29) サンドイッチ諸島については次のように述べられている。サンドイッチ

チ諸島は貿易上、重要な意義を持つている。それゆえ海洋国家の多くがこの島に領事や貿易事務官を置いている。露米会社によってもたらされた情報によれば、ロシアの領事をサンドイッチ諸島に置くことはその土地の政府からいかなる問題も提起されないうころかサンドイッチ諸島の国王は自分の領土でロシアの領事に会えるのを心待ちにしている。

(30) 艦隊の構成はフリゲート艦パルラダ号、イギリスで購入される予定の蒸気船、コルベツト艦オリバツツア、露米会社の船舶と記されている。

(31) 海軍省の訓令は、外務省の訓令が優先されること、さらに海軍省の訓令の実行は時間と状況が許す際に行うものであることを冒頭で喚起してゐる (PTABMΦ. Φ. 296. Oh. 1. J. 75a. J138)。

(32) この追加訓令については、保田孝一氏が『朝日新聞』一九九一年十月十五日付に紹介し、R. サルキンフ氏ならびにR. チエレフコ氏が『イズベスチア』の一九九一年十月四日付において紹介と論評を加えている。この評論は千島列島の帰属問題との関連で考察されている。本報告では、この点も含め追加訓令を全体として紹介していきたい。

(33) PTABMΦ. Φ. 296. Oh. 1. J. 75a. J1. 145.

(34) ロシア側派アニワ湾を次のように捉えていた。アニワ湾では日本人は漁場を持つている。その漁場はサハリン島の対岸(北海道)の多くの人に食料を供給している。この理由から日本人はサハリン島のアニワ湾を大切にしている (PTABMΦ. Φ. 410. Oh. 2. J. 1074. J1. 148)。

(35) サハリン島については別稿で検討する予定である。

(36) ポシエツトは、嘉永七年十一月七日の勘定組頭中村為弥との会談で箱館の開港はカムチャッカとの関連で、大阪周辺の開港場は「北アメリカ所領」(アラスカ)との関連が必要であると述べている (『幕外』八巻七〇号、一四五頁)。

〔付記〕 本稿は、「近代日本と樺太 樺太の政治的外交的研究」(三菱財団法人 文科学研究助成 研究代表者 麓慎一)・「一三〇一九世紀における列島北方地域史とアムール川流域文化の相互関係に関する研究」(科学研究

費補助金 基盤研究B2 研究代表者榎森進)・「前近代東アジアにおける日本関係史料の研究」(科学研究費補助金 基盤研究A 研究代表者 保谷徹)・「一九世紀後半から二〇世紀前半におけるロシアの極東進出と北方世界―露清関係の変容を中心に―」(科学研究費補助金 基盤研究B2 研究代表者 麓慎一)・「近代日本とクリル諸島の基礎的研究」(科学研究費補助金 萌芽研究 研究代表者 麓慎一)・平成一七年度独立法人日本学術振興会特定国派遣事業の成果です。記して感謝します。